

群馬県農業改良資金資格認定事務取扱要領

農業改良資金制度の運営については、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和31年政令第131号。以下「政令」という。）、同法施行規則（平成14年農林水産省令第57号。以下「規則」という。）、群馬県農業経営改善関係資金基本要綱（平成19年5月1日付け農経第202-4号群馬県理事通知。以下「県基本要綱」という。）及び農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 目的

知事は、（株）日本政策金融公庫による農業改良資金の貸付けにあたり、法第6条の規定に基づき、農業改良措置に係る貸付資格の認定を行うことにより、農業改良資金の貸付け等の適正な執行を確保するとともに、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資することを目的とする。

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

(1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び規則で定めるところであり、県基本要綱第3の1において定める経営改善資金計画書において定める計画書に含まれるため、知事は当該計画書により、貸付資格の認定を行うものとする。

(2) 認定製造事業者等が作成する計画

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の規定に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、知事は、米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）及び別記様式第3号により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

(3) 進事業者が作成する計画

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第9条第1項の規定に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、認定総合化事業計画及び別記様式第3号により、貸付資格の認定を行うものとする。

2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（農商工等連携促進法第12条第1項、米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）の貸付資格を認定するものとする。（別添「農業改良措置の判断基準（例）」参照）

なお、当該認定に当たって留意すべき事項は、「農業改良資金制度の運用について」（平成14年7月9日付け14経営第2044号運用通知）の定めるところによるものとする。

(1) 新たな農業部門経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き

(鉢物)、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

(5) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

(6) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

① 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下（6）において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下（6）において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

② 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下（6）において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね 50%を超えることが見込まれることとする。

③ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、②の規定を準用する。この場合において、②中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

第3 貸付資格の認定手続き

1 県と公庫等の責務

第1の目的に沿うよう、貸付を受けようとする者の融資相談から貸付資格認定まで、県担当課所と公庫又は融資機関（以下、「公庫等」という。）は、相互の連携に努めるとともに、公庫等は県担当課所の要請に対して必要な協力をするものとする。

2 事前相談の実施

公庫等は、貸付を受けようとする者から融資相談があったときは、3に定める貸付資格認定手続きを迅速かつ円滑に行うため、原則として、農業事務所に事前相談を行うものとする。

この場合、公庫等は、農業改良措置の適否を検討するための参考となる書類（投資内容その他農業事務所が必要と認める書類）を当該貸付を受けようとする者から徴する等により予め準備し、事前相談時に農業事務所へ提示するものとする。

3 貸付資格認定手続

(1) 貸付けを受けようとする者は、経営改善計画にかかる参考書類（投資内容その他農業事務所が必要と認める書類）を添えて、以下の様式により、公庫等に当該認定の申請書を提出するものとする。

ただし、2の事前相談時に提出済みの参考書類については、申請書への添付を省略することができる。

- ① 農業者等 別記様式第1号
- ② 認定製造事業者等又は促進事業者 別記様式第3号

(2) 公庫等は、当該認定の申請書を受け取ったときは、以下の書類を県担当課所へ提出するものとする。

提出先	提出書類
農業構造政策課	申請者に係る貸付残高照会（別記様式第5号）
農業事務所	貸付資格認定申請書送付通知（別記様式第4号）

(3) 県担当課所は、2の書類を受理したときは、速やかに以下の手続を行うものとする。

① 農業構造政策課

申請者に係る農業改良資金の貸付残高（平成22年9月30日以前に貸し付けたものに限る。）を確認のうえ、別記様式第6号により、公庫等に対して当該者に係る融資残高を回答するものとする。

② 農業事務所

農業事務所は、公庫等から提出された書類等に基づき、貸付資格の認定を審査したときは、別記様式第7号（貸付資格を認定する場合）若しくは別記様式第8号（貸付資格を不認定とする場合）及び別記様式第9号をそれぞれ作成し、公庫等に通知するものとする。

なお、認定の審査に当たっては、公庫等並びに貸付けを受けようとする者に対する事情聴取や調査等を実施することを妨げない。

(4) 農業事務所が公庫等から申請書を受理してから、貸付資格の認定結果を公庫等へ通知するまでに要する期間は、原則として2週間以内とする。ただし、当該期間内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年11月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

農業改良措置の判断基準（例）

項 目	無利子とする理由	判断基準	具 体 例
<p>1 農業の新部門等への進出</p>	<p>当該担い手の従来の農業技術では対応できない</p> <p>1 新部門導入に当たり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高</p> <p>2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要</p> <p>3 新たな取り組みへの精神的な負担</p>	<p>①以下の作目区分を基本として、従来、取り扱っていない作目（品種を含む）区分へ進出する場合</p> <p>米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、きのこ、工芸作物、飼料作物、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜 （露地・施設に区分される部門については、必要に応じて区分）</p> <p>②作目区分は従来と同じであるが、新たな技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合</p> <p>③作目区分は従来と同じであるが、農用地の利用集積など規模の拡大を図り、生産コストの削減など経営の合理化に資するものを導入する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入による価格下落に悩む野菜農家 → 花きの施設栽培を導入 ・需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 → 畜産に転換 ・トマトの露地栽培 → 施設水耕栽培 ・水稲慣行栽培 → 水稲直播による大規模栽培 ・野菜慣行栽培 → 低コスト機械化体系の導入 ・当該経営において、生産方式等の改善を通して、従来と比べて規模拡大を図る場合や機械装備の能力の向上を図る場合 ・利用権の設定や受委託による農地等の利用集積を図る場合
<p>2 加工・流通部門への進出（起業）</p> <p>（主として自らの農業経営において生産した農畜産物の加工・流通をいう）</p>	<p>当該担い手の従来の技術、経営ノウハウ等では対応できない</p> <p>1 新部門導入にあたり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高</p> <p>2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要</p> <p>3 系統等の既存の情報その他、独自でも市場動向、消費者ニーズの的確な把握が必要</p> <p>4 新たな取り組みへの精神的な負担</p>	<p>①加工・流通に取り組んでいない者が、これを開始する場合</p> <p>②既に加工・流通に取り組んでいた者が、従来のノウハウでは対応できない新しい加工分野・流通方法等を開始する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転作大豆を用いた豆乳アイスクリーム作りを開始 ・地域内の消費者向けの直売の開始 ・酪農法人が、ナチュラルチーズ加工を開始 ・インターネットを利用した直接販売の開始 ・農作業・加工体験等を組み合わせた消費者との交流を併せ行う取組 ・ブドウのジャム加工 → ワイン製造開始 ・カット野菜製造 → 野菜ジュース製造開始 ・搾っただけのジュース製造 → 濁りや変色のないジュースの製造開始

農業改良措置の判断基準（例）：農商工等連携による場合

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>1 農業経営に必要な施設の設置</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px;">支援先の農業者等が、促進事業者のニーズに適合した新品種の作物を提供するため、これに対応する新規農畜産物を生産することをいう。</p>	<p>新品種の作物を導入する支援先の農業者等にかかる諸般の負担の軽減</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px;">支援先の農業者等の農業経営に必要な施設を支援先の農業者等に代わって促進事業者が取得して提供することにより、支援先の農業者等は機械を所有することなく必要な機械作業が可能となり、過剰投資や施設の遊休化による農業経営負担の軽減及び農業生産力の増強が図られるため。</p>	<p>【促進事業者の支援措置】 無利子資金で導入した高性能機械等を支援先の農業者等に貸与</p> <p>【農業改良措置】 促進事業者からの高性能機械等の貸与により、労働時間を軽減するとともに、新商品向けの農畜産物の生産を実現。 (新品種の導入、農作業の効率化)</p> <p>【支援先の農業者等のメリット】 ○従来から取組を考えていたが、諸般の負担から二の足を踏んでいた新規農畜産物の導入を実現 ○新規農畜産物の導入による所得の増加 ○確実な売り先の確保 ○生産物の高値取引</p> <p>【促進事業者のメリット】 無利子資金で導入した高性能機械等を支援先の農業者等に貸与することにより、国産農畜産物の量的・安定的確保が可能になり、高品質な加工品を安定的に製造し、広域販売を実現。</p>	<p>【促進事業者の支援措置を受けた支援先の農業者等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻栽培 →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培 ・ 需要緩和による価格下落 →米粉への加工適性に優れた水稻品種の栽培 <p>【促進事業者の支援措置を受け、支援先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごぼう収穫（手作業） →ごぼう収穫機 ・ 軟弱野菜調整（手作業） →軟弱野菜調整機

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>2 促進事業者の使用する加工施設又は販売施設の改良、造成又は取得</p> <p>（促進事業者が、支援先の農業者等の生産に係る農畜産物又はその加工品を加工・流通・販売することをいう。）</p>	<p>従来作物を増産する支援先の農業者等に掛かる諸般の負担の軽減</p> <p>（加工施設等を設置する促進事業者が、支援先の農業者等の生産した農畜産物又はその加工品を相当程度使用すること又は相当程度販売することにより、支援先の農業者等の経営安定が図られるため。）</p>	<p>【促進事業者の支援措置】 コロッケ、豆腐を生産・販売するために、新しい豆腐の開発、販路の拡大を行うとともに、自らが加工製造施設や製造機器を設置して、支援先の農業者等から、生産するじゃがいもや新たな大豆を大口・高価で安定的に購入する。</p> <p>【農業改良措置】 促進事業者に対してじゃがいもと豆腐用の大豆を規模拡大して提供する場合において、生産量の拡大により作業の効率化がなされるとともに、確実な売り先の確保により農業経営の安定を実現。 （作業の効率化）</p> <p>【支援先の農業者等のメリット】 ○従来から取組みを行ってきた農畜産物を規模拡大することにより、農作業の省力化が実現 ○新規作物の導入による所得の増加 ○確実な売り先の確保 ○生産物の高値取引</p> <p>【促進事業者のメリット】 ○支援先の農業者等の生産物を原料とする新商品の開発、販路拡大 ○支援先の農業者等が生産する農畜産物を加工・販売するため自らが加工製造施設や製造機器を設置 ○支援先の農業者等が生産する農畜産物を大口・高価で安定的に購入</p>	<p>【促進事業者の支援措置を受けた支援先の農業者等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆、じゃがいも栽培 →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培（増産） <p>【促進事業者の支援措置を受け、支援先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じゃがいも貯蔵、加工施設 ・豆腐製造機 ・コロッケ製造機械